**防 火 管 理 者 の 業 務 委 託 に 関 す る 契 約 書**

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以下「甲」という。）と

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以下「乙」という。）と

の間で、防火管理者の業務委託について、下記のとおり契約を締結する。

記

（防火管理者の業務委託）

第１条　甲は、次の防火対象物の事業所（以下「本件事業所」という。）において消防法（昭和２３

年法律第１８６号）第８条第１項に基づき甲が行うべき防火管理者の業務を、乙に委託する。

所 在

名 称

（防火管理者の指定）

第２条　甲乙は協議のうえ、防火管理上必要な事項に関する十分な知識を有している乙の従業員の

うちから本件事業所の防火管理者となるべき者を指定するものとする。なお、防火管理者と

なるべき者を変更する場合も同様とする。

（防火管理者の選任）

第３条　甲は、前条により指定した従業員を本件事業所の防火管理者に選任し、本件事業所の防火

管理業務を行わせる。

（防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限の付与）

第４条　甲は、乙及び防火管理者となる乙の従業員に対して、消防法施行規則（昭和３６年自治省

第６号。以下、「規則」という。）第２条の２第２項第１号に規定する「防火管理上必要な業

務を適切に遂行するために必要な権限」として、規則第２条の２第２項第２号に規定する

「防火管理上必要な業務の内容」についての権限を付与する。

【防火管理上必要な業務の内容】

（１）消防計画の作成に関すること。

（２）消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。

（３）消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備に関す

ること。

（４）火気の使用又は取扱いに関する監督に関すること。

（５）避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理に関すること。

（６）収容人員の管理に関すること。

（７）その他防火管理上必要な業務に関すること。

２　甲は、防火管理者となる乙の従業員に対して、規則第２条の２第２項第２号に規定する「防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文書」として、本契約書の写しを交付するものとする。

３　甲は、防火管理者となる乙の従業員に対して、規則第２条の２第２項第３号に規定する本事業

所の「位置、構造及び設備の状況その他防火管理上必要な事項」について説明するものとする。

（委託される防火管理者）

　第５条　乙は福岡県内、大分県北部及び山口県西部に居住又は勤務しており、実質的な防火管理業

務を行える状況であるものとする。

（疑義の決定等）

第６条　この契約の解釈について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議をして定めるものとする。

本契約書の証として本書２通を作成し、甲乙それぞれ１通を保有する。

年　 月 　日

甲

乙